

港町の流通過程と貨幣をめぐって

宇佐見隆之(滋賀大学教育学部)

はじめに

『新体系日本史 6 都市社会史』(山川出版社、2001年)内での「津・市・宿」

港町の変化を中世末から近世にかけての例で敦賀・小浜をとりあげて叙述

→「都市社会」という本の構成からまだ少しでも住民の現れる中世末を主に記述したが、

港町成立の時期について考えていない。そして果たして近世の港を中世から引き続き

考えてよいかということへの疑問。

I 港町の成立の契機

荷の運搬はいつ頃から行われたのか

0 『延喜式』

北陸道・瀬戸内・(東海道)

① 東海

新城常三『中世水運史の研究』東海地方

・東海荘園が絹・綿・布などの軽貨を主とすることは確か

② 瀬戸内

・太田荘

「欲令勤仕本庄津下之公事者」建久3年(1192)正月10日

ただ、その後史料は少しあいて

「地頭代並地頭進止公文分津下事」正安3年(1301)6月21日

尾道の倉敷地の確認

・弓削荘

文永11年(1274)に塩送文「大俵塩165俵」

以降多数。

③ 山陰

米、少ない

鉄、鎌倉期のものが多いが初期は伊勢神宮領と鰐淵寺のみ

その後は出雲富田荘(平等院領)嘉元三年(1305)九条家文書。

井上寛司「中世西日本海水運の水運と交流」『海と列島文化』第2巻、小学館、1991年

・水運が地域における基幹的交通手段としての地位を確立するのは、中世的な荘園・

公領制が成立する11世紀から12世紀である。

・複合的構造を特徴とする廻船ルートが存在

→つまり12世紀末から13世紀にかけて港町が誕生する契機があったと考えられる

④ 北陸

小浜

『吉記』承安4年(1174)伯耆国久永御厨の荷に関して若狭三河(神子)浦住人を訴え。

国府の位置が遠敷であることは明らかだが、小浜津が使われていたことを示す史料は無い。

つまり、この段階で小浜に町のできていたことは確認出来ない。

小浜付近の登場は神護寺文書元暦2年(1185)正月19日「若狭国西津勝載使」

他にも浦がこのころ登場する。

南北朝期の守護所「西津開発保」、小浜の語

港側も同じころ史料に見え始める。

II 港町の広がり

① 山陰

前出 井上論文

・年貢輸送(各地→小浜→京都)

定期的な廻船の就航が前提

・兵力・兵糧米・軍事物資の輸送

・守護による特権の賦与

・隔地間交易の発展(美保関の交替→宇竜浦・温泉津の発展)

14世紀串山城を本拠とする温泉氏→永正14(1517)大内義興が石見国守護

大永6(1526)博多商人神谷寿禎銀山発見 弘治3(1557)毛利氏進出

永禄1(1558)温泉氏奪回 永禄6 毛利氏御料所として経営→8年奉行人設置。

② 北陸

越前河野・今泉浦

公方馬借の誕生 寛正6年(1465)6月21日「馬借中定之事」

永正5年(1508)11月2日「山内馬借定書」

今泉・河野浦と並立 どうみても、港が作れないような場所。

各地の港町の登場が考えられるのは16世紀初頭と考えて良いのでは。。

Ⅲ 港町と貨幣の動き

以前たてた、「浦」からみた代銭納と現物納の動き

宇佐見『日本中世の流通と商業』吉川弘文館、1999年

一、山野河海の段階。

海民の移動性が薄まり、後背地との結び付きが必要となる。
支配者側は港湾機能に目をつける。

二、浦が支配地の一つとして現れる段階。

海産物が「浦御菜」と総括して（後に「すし」・干物で表れる）現物納。

京上夫などの負担重い。
確実な支配を行いたい。

三、代銭納によって、浦の掌握が行われる段階。

この頃から流通の重要性が高まる。

流通の活発化。
戦国大名の登場。

四、簡易加工生鮮品として現物納が可能に（「かい物」制度）。

浦の産物は商業にも多く用いられ、生産活動に発展をもたらした。

三の段階、これは後に続く港町発展の時期と一致するのではないか？

代銭納の展開

佐々木銀弥「荘園における代銭納制の成立と展開」（『中世商品流通史の研究』法政大学出版局、1972年）

一方、四の段階は？

貨幣の多様性、

銭、米、金、銀 単純に一つの流れが言える時代なのか？

中島圭一「西と東の永楽銭」（石井編『中世の村と流通』吉川弘文館、1992年）

本多博之「毛利氏領国における基準銭と流通銭」（『内海文化研究紀要』20、1991年）

ex.伊勢大湊の例

永原慶二「伊勢商人と永楽銭基準通過圏」（『戦国期の政治経済構造』岩波書店、1997年）

「永禄八年(1565) 船々聚銭帳」

「天正二年(1574) 船々取日記」

今後の課題

盛本昌広「豊臣期における金銀遣いの浸透過程」（『国立歴史民俗博物館研究報告』83、2000年）

一般論や個別事例だけでなく各貨幣全体を分析する必要性。

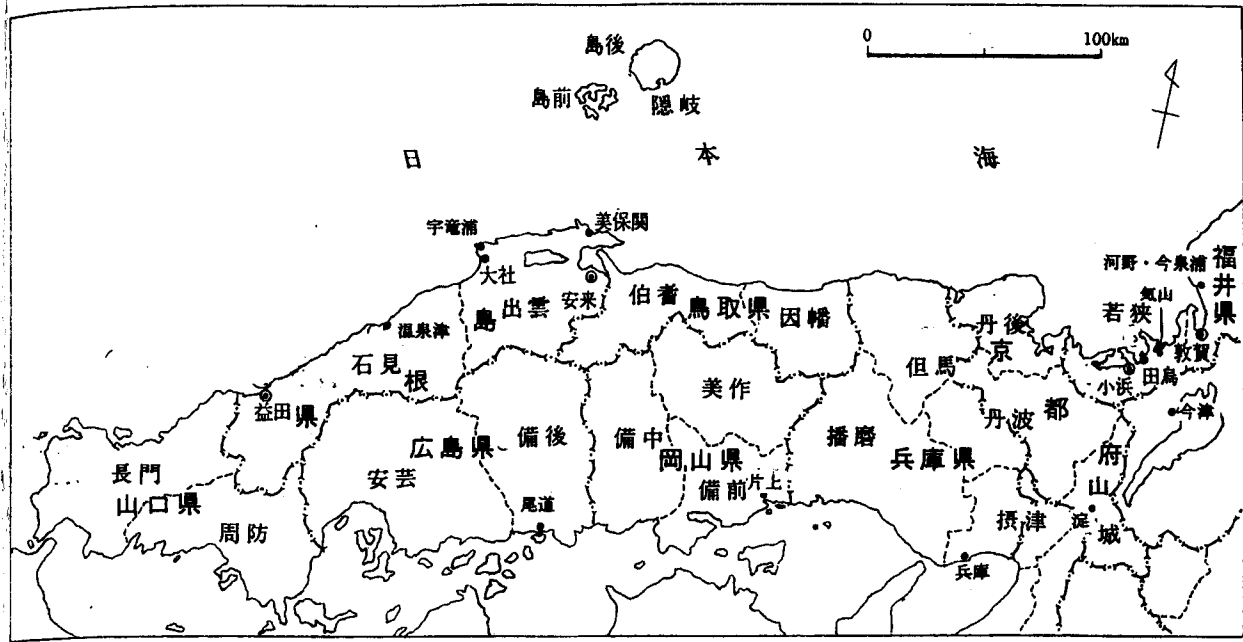


図1 関わる主要な藩

史料① 臨川寺重書案文

臨川寺領加賀国大野庄年貢事、着三岸若狭国云々、任三寺家維掌申請旨、毎度仰三小浜津問居二檢納之、加三警固二可令運三送京都之由、可被下三知守護代之状、依仰執達如件、

(一三四〇) 曆三三年九月十一日 (高師直) (花押)

尾張左近大夫將監殿

史料② 中島家文書

(毛利元就) (花押)

温泉津之内其方屋敷之事、如三前々御公役等相勤、可三抱置一候事、肝要之旨、被三仰出候、恐々謹言、

(元龜元年・一五七〇) 井上但馬守 就重 (花押)

閏正月廿五日 林木工丞 就長 (花押)

小間木工助殿

史料④ 大音文書(福井県史)

(花押) 倉見庄内御賀尾浦百姓等申条々
一、色々年貢准銭事、

右、如三訴状者、不限三当浦、以三和布・塩・鮪桶等、令三備進者先例也、而近年以三准銭被三召之条、愁歎也、早可被三停止准銭儀之由、雖三申之、永仁在二鎌倉以来、多年以三色代三致三弁畢、隨而度々依三致三高直訴訟、被三優免了、今更何及三異儀一哉、訴訟之趣、非三沙汰之限、但在国之時者、以三現色、可有三其沙汰一矣、

(中略) 文保二年九月十日

中務丞源

史料⑤ 秦文書

汲部小山代米清米石五斗ハ、本主分大夫増ト云船乗て候時、出雲国王尾津山手塩預て候しを、米代かへて候を、明年もちてくだらんとする処に、刀柄かんれう地頭御方へ召被、取て候あいだ、此山手かたがあき候程に、件小山を活て、其代米石五斗もちて下者也、其時乗船者弥権守泉太郎と申船也、但後日為注置処也、仍注状如件、

(二九) 永仁七年己亥二月十一日

史料⑥ 賀茂社諸国神戸記(岩瀬文庫本)

a 先度ハ御状忝存候、仍丹生浦成物之儀、涯分馳走依三催促三急度仕相調申候、

一、式買三百八文ハ夏成之分
一、六買九百文ハ 秋成分

又御かい物之事

一、百七十五文 鱒之代但三ツ鱒
一、百文 はまち数四こん

一、五十文 鮒数廿五

合三百二十五文

此分ハ成残之内別遣候

(中略)

以上此分涯分馳走申進仕候、恐々謹言

極月十三日

鴨右馬助殿
御殿中

三ろう四らう

田島に残る鎌倉後期の「年貢銭請取状」の内容の一部
(地頭方への年貢注文の案文なども残されている)

品目	貝数	代銭額
(預所分 秋分)*1		
五斗納鯉桶	1口	1貫400文
五升納鯉桶	1口	100文
干鯛	8俵	120文
始 神祭		45文
以上		代銭計 1貫665文
小和布	15丸	
雑魚	25俵	
(領家方 夏分)*2		
和布	16帖	
こしちん		400文
あますし		100文
ほしたい		120文
鮒魚 おかしら五寸	25俵	45文
小和布	15丸	
(以上)		代銭計 665文

*1 「泰」J61号 元享元年12月27日多島浦預所方年貢請取状
*2 「泰」J71号 日欠多島浦領家方年貢注文

(二五七六) 天正四年十二月

下かも中つかさ大ゆふ殿参

わかさ(若狭丹生浦)のうら御ちぎやう、天正四年あきなりぶん、御くうじ六買九百文国本うけとり申候間、御ようしだい

にこのはんにて、だれなりとも御わたせ候て可給候、なんどきもわたし可申候、以上、

史料① 永禄参年(五十六)十二月廿一日

(大漢共有文書) ↓別紙

史料② (三重県史)

藤波家田蔵田島沽券

七 くしや多郎兵衛田地売券
永代売渡し申田地之事
一 在所は桶部領之内やし伍斗代、四方界、東はなわてかきり、南ハ朝熊祿宜大夫田限り、西ハなわてかきり、北は鹿海弥三大夫田かきり
二 在所は桶部領ノ内まへ田五斗代、但三瀬町四方書 東ハ山かきり、南ハうた基大夫田かきり、西ハ三瀬かきり、北ハ朝熊祿同應田限り
右式ヶ所合老石代也

右依急用有之、金小判拾伍両貳朱ニ永代売渡し申所実正明白也、於右之田地者、違乱煩有間敷候、若何方々何様之六ヶ敷儀申来り候共、我等罷出急度埒明可申候、若天下大法之徳政、地発行候共、一言之違乱申間敷候、為後日仍如件
以上 宇治売主

1557 弘治参年 二月二日
口入小林久五郎(花押)
同 田町小右衛門尉(花押)
使 杉野庄三郎(花押)
市宇田村地下中参

九 新四郎田地売券
永代売渡し申田地之事
合三貫五百文
ひかしハわか山のこしなる井をかきり、田所東ニて候、南ハ与三大夫殿田をかきり候て也、西ハなわてをかきり、北ハ与三大夫殿田をかきり、右件田地者、急用有之、三貫五百文売渡し申所実正也、然者、天下一同之徳勢、地をこしたひほう行申候共、彼之依田ニ少しも相違可有間敷候、後日状如件
市宇田 新四郎(黒印)
口入(黒印) 太郎衛門(黒印)
山田曾弥之 三郎衛門殿参

史料③
二 又三郎島地売券
永代売渡し申田地之事
合半段者 在所ハ高木 納七斗五升代
四至界者 東ハ限嶺(一)部島、南ハ限嶺(一)部島、西ハ地類(一)部島、北ハ道(一)部島
右之島地者、依有急用、金子貳両貳貫五百文、大工弥七殿江永ニ売渡し申候如実正明白也、此上天下大法之地起、徳政行候共、於此島、別而申合候間、違乱煩申間敷者也、仍為後日如件
天正九年五月吉日 又三郎(略押)
大工弥七殿参 口入具足寺寺四郎

史料④
一六 中村おとく島地売券
永代売渡し申田地之事
在所者山田ノ島 四升時麦五斗成
四至東ハミちかきり、南ハ地類、西ハ六左衛門、北セこち島なり
此島、急用あるに、米五石〇、うりわたし申所実正明白なり、天下大法之地をこしの徳政又三郡内わたたくしとくせい行申候、此はたけにおめてハ、子孫とくせい、つらいあるましく候、仍為後日うりけんの状如件
〔米五石〇〕
〔むぎ五斗成〕
なかむらさう四郎 もんしよ
とりつき与
文禄二年十一月吉日 中村宗四郎おとく(略押)
御上人さままいる
一六 中村与五郎島地売券
合三升時 在所やうた之島北ハ、藤一田、ひかしハ、にしハ、島雖為重代相伝、急用あるに、米五石〇、うりわたし申所、白也、若天下一同之地起、又ハ三宮内之私徳政、島におひてハ違乱煩有、此島、子孫と御はつ、むむるへき者也、仍為後日うりけん、文禄三年九月吉日 中村与五郎(略押) しゆやう上人さままいる とりつき

史料⑤
坂倉秀治田地売券
永代うり渡し申田地之事
さい所小山田 合老所者 かし石四斗
此外公方うりぬしはき申候、此はか諸役なし
右件田地ハ、坂倉七郎左衛門重代の名田たりといへとも、依有用要、現銭金子一兩一分にさため候て、山田宇治の周より上人の御かたへ、うりわたし申所実正明白也、縦天下一同之御徳政行候共、菟角のいらん申者有間敷候也、仍為後日うり券状如件
天正元年と十二月 日 坂倉七郎左衛門尉 秀治(花押)

史料⑥
美濃国伊勢神宮領注進状
〔美濃国〕
〔安八郡〕
於美濃国中河庄
両宮御修理料并御供田員数之事
都合 米成七拾五石七斗、錢方四十六貫文
一、五貫文 在所 頼んたい、御給人池田三左衛門尉殿
一、七貫文 在所 東みの、御給人森勝三郎殿
同神主中 両宮長官
天正十五年正月吉日

史料⑦
村山文香
三 毛利輝元書状
〔端裏切封墨引跡〕
先年申談候料地之事、被仰越候、先以百俵申付進之候、於御神前、御懇祈所仰候、猶自正法寺所令申達候、恐々謹言
五月一日 輝元(花押)
村山大夫殿 御宿所

史料⑧
谷則国島地売券
定 永代売渡し申田地之事
合四杖 在所ハ当六斗代也
東限世儀寺常ち院下地ヲ、南モ限内儀寺下地ヲ、四方西ハ、北ハ限ませ二部四郎殿か地也、又北限下地也、中ハ大道也
右島地、依有急用之子細、直銭拾貫文川世古又四郎殿方江売渡申處自正明白也、徳政行候て後之うりかい也、万一いかやうの儀雖候、於此下地者、違乱煩有間敷者也、仍為後日売券状如件
永禄九年丙七月廿三日 うれぬし、そ祿谷一郎兵衛尉 則国(花押)
口入 大世古 又七
三三 かまや小右衛門島地売券
永代うり渡し申田地之事
〔法住院蔵〕
在所者三松四杖 西ハ野をかきり、北ハ野をかきり、南ハ大みちをかきり
右之島者、我等代々知行候へ共、きり用有より、直銭金三両、ひた銭三貫文うり渡し申如実正明白也、若天下大法徳政之事候共、別儀候ましく候、仍衆儀如件
天正六つものえ三月吉日 うら口かまや小右衛門尉、すわい八日市与右衛門尉、かまや(花押)
九六 満左請文
〔福井式部蔵〕
又別紙申候、あへち国我等借物之事、さのと申所ニ米五石お申候、これハ〇〇〇錢にて候、御くらなとニさんようあるへき代也、然共、もしり分付なと申方候ハ、我等すまし可申候、又此外ハ一錢お申さす候、為後日一筆申候、仍状如件
永正十二年丁丑十月廿十日 平二郎 満左(花押)

史料 12

〔表紙〕
〔内裏〕

天正年中記録
金子中ひた金子使候也
天正十三年三月吉日
神主中 上部殿
頭・代・小工中

〔内裏〕
金子中ひた金子使候也
天正十三年三月吉日
神主中 上部殿
頭・代・小工中

六月六日 のし十は 斎宮之物前後之登申候
二貫六百文 のし四十は 前後之儀、京
三貫三百文 のし四十は 前後京
一貫五百文 同路錢
神宮并三方より、土産入目
八月二日 京登り申候時、装束とり候參候時
六百文 三殿・三郎二部
五百五十文 あわひ 京登り申候
八月九日 同・三郎二部
百五十文 北御陣御音信御見舞候時 御祓

(中略)

九月十二日 修理殿・兩人渡申候
六十貫文 助九郎殿 頭・代・小工中渡申候
金子十枚口ぬき出申候、頭・代・小工中渡申候
同日 上部殿・助九郎殿兩人御越し候て
同日 金子一まい 鍛治かた渡申候
九月十八日 廿貫文 上部殿文にて 頭・代・小工中
同日 金子五枚 口ぬき出申候、頭・代・小工中
十月九日 五貫文 み気九郎二部
十月十九日 十貫文 使弥六
一枚 鍛治渡申候
九月 金十一枚 頭・代・小工中
同日 百廿八貫文 頭・代・小工中
九月十九日 京へ路錢 斎宮之者
同日 卷貫四百七十五文 神主中 いたの物
十月二日 六百文 うるし 千木ノ中うたて
十月廿六日 七枚 神主中
十月廿七日 十四貫文 ぬの七十五端 弥六

同日 卷貫文 京登申候時 与右衛門尉
十月十八日 六十二貫五百文 きぬ出申候 殿内御道具
合 式十三貫二百七十文か
五兩 御巫へ
十月十九日 足代助九郎殿・修理殿兩人渡申候
五兩 玉くしの御門に
天正十三年十月十九日 三兩新人ヨリ三兩形料
六兩 子良館口ぬき出也
天正十三年十一月十六日 宮司殿装束料
三兩
天正十三年十一月十六日 修理殿大坂路錢
式兩 よろこひ之時
天正十三年十二月廿七日 頭・代・小工中
十枚
同日 卷貫文 鍛次三人
天正十三年十一月十六日之時也 天正十四正月廿一日渡
二分 よろこひ之時 修理殿大坂
天正十四正月廿三日 与右衛門尉当年之御音信

(中略)

(尾張林)

おわりかわし
二月十一日 三斗五升 なこや大坊 四百文かりせん
二月廿日 八斗 斯多嶋 五斗 内衆
卯月八日 百文 大嶋新左衛門尉殿
卯月十五日 一石式斗五升 六郎四郎同道
卯月廿二日 四斗 ふそうす
五月十八日 七斗一升 なこやみなミかた
七月廿四日 二斗 さかう 新衛門尉 二百文同道
式斗 り生坊
九月十八日 六斗 中嶋 与七
十月 三百文 斎藤助左衛門尉殿
まつしま
一石 高木五郎衛門尉
一石 木又喜衛門尉殿
み野分
二石 ミの、分
三百文 ミつ、か
一貫三百文 かりせん
尚、於神前、御祈禱願申候
御懇之御書預示候、誠畏入候、仍而久太郎女共相煩、何も
迷惑申候、就其御折念被成候て御祓被下候、目出度令頂戴
申候、弥奉頼存候、恐惶謹言
一月廿三日 秀広(花押)

三 太神宮御造宮之時七度之御神事請取り申御祝錢之事

〔折り返し切封ツワ書〕
〔墨引跡〕 喜多藤六
○右文書は折紙である。
〔後補表紙〕
〔天正十三年遷宮役記〕
一、御日代・同御船代 殿中三御入被成候時、新殿之大床之御
前にて、御精メ之御祓申上候、是も散供之米一斗、竹か、
り三人、同錢切之紙こまかにきりて、米之上におき、同太
麻を米之上にておき、彼か、りを、御日代 御船代之
前におき、散供之米を御木江まき、同錢切之紙をも散し、
御祓申上候て、御木八殿中二御入被成候、其後頭衆・頭代
衆・小工衆各々殿中ヲ被出候て後、御祝之酒あり、御巫之
座敷ハ、御殿之御前之東之わきニ座シテ、御祝之酒を給候
なり、酒過候て御下向申すなり、御日代 御船代之精メ之
御神事已上
酒二瓶、頭衆のちに今ハ酒事なし

参

太神宮御造宮之時七度之御神事之次第 (第一門一〇四六四号)

〔付箋〕
〔右〕 元龜三年六月二十一日十人參宮衆へ國本
いさはや 参宮衆へ
國本ノ切手 参宮衆ニ有
〔高来郡〕
大泉寺梵周替証文
〔三頭大夫殿 参〕
彼出家一宿之儀、奉頼候、其方百文替にて候、御使下向之
刻、可申合候、乘兵衛方輒上着候哉、此使ニ可承候
元龜三年五月吉日 千々石村大泉寺梵周(花押)

史料 13 天正13版

東殿御造宮之御時

一、金子・同米請取申入年月之事
此卷兩三分七匁七分の金子也、作所殿引錢者、さらひき三、
御ひき候間、卷兩三分之内者少も引錢出し不申候也
一、金子ていひんにて、七匁七分者
卷兩三分也、天正拾貳年申五月十日三取
一、米參斛、天正拾參年卯月十二日三請取候
此參斛米者、町田左近殿ヨリ、北長右衛門殿江參り候米ヲ、
頭衆・頭代・小工衆何れも御請取候時、作所殿ヨリ北長右
衛門殿江、世木与左衛門尉殿御出候て、參石御渡候、是
も作所殿ヨリ之御渡候也
一、金子五兩ていひん式十匁者
此金子者、作所殿御座敷にて直ニ請取申候、金子之取渡者、
修理進殿也

一、米三斛五斗、此米者、北弥七郎殿ニ有ル米ヲ、作所殿ヨリ、
為右衛門殿御使として、北長右衛門殿江被成御届候て、請
取申候、金子者卷兩代式貫文ニ渡り候、米者卷斛代卷貫文
ニ渡り申候、已上合、式拾貫文之分濟申候、又御鎮之御祭
料、御はり精清メ之御祝錢者、式拾貫文之外にて候
一、先年、尾張國織田彈正忠殿ニ、京都ヨリ被仰付候而外宮御
飯殿御造宮アリ、其時之山口祭料、鳥目精錢
合卷貫文也 此内五百文ハ福田一頭大夫殿ヨリ出
又五百文ハ三頭大夫殿ヨリ出
此御飯殿御造宮料者、代五百貫文也

史料 14

為替切手

1572

肥前之國いさ早上町忠兵衛との替本
元龜三年申正月吉日 代官十兵衛正治(花押)(黒印)
伊勢山田宮後三頭大夫と御尋可有候
〔重世〕
「つくしにてしろかね三文目之替」

四十九 肥前國藤津郡・彼杵郡・高来郡御旦那証文

史料⑦ 大漢振興会所蔵文書

1860「永禄参年十二月廿一日」

「前々古日記写之也」

一、兵部郷より年初銀三百廿文、歳暮三百文宛、合一郷より六百貳拾文宛也、
 五郎月日 利分付 与次郎殿
 同 利分付 善五郎殿
 同 利分付 又六郎殿
 同 利分付 与十郎殿
 以上 与十郎殿
 此代天祐横北江御渡海之時借用申候、
 (中略)

十二月廿一日

二百六十拾(花押) 数大小、八幡堂銀 与七郎殿
 二百六十拾(花押) 数大小、大塩屋分 佐所
 申上り

申十二月廿一日 三郎次郎殿
 九貫四百文(花押) へいり銀 浄感入道三郎次郎殿

「同三郎月日」 七百六十四文(花押印) うす錢 右京進殿預ケ申
 「同廿日」 四百六十三文(花押印) 永楽 同預ケ申也
 「一貫文」(花押印) 井戸の代 うすせん右京殿へかり
 申十二月廿一日 次郎兵衛殿代かり申候
 二百文 浄感入道殿 同
 二百文 右京進殿 同
 二百文 七郎次郎殿 同

右之代合合之時たすにて かり申候
 三月晦日右京進殿 与十郎殿にて合納
 にて小越にて済申候也

六月晦日 内賣文 永楽 民部殿有
 三貫四百文 残る一貫四百文中銀

霜月七日 七郎二郎殿
 此内三百七十一文米五斗液申上り十月廿九日

霜月九日 同七郎二郎殿
 此内三百文古銀古銀申上り文液

霜月七日 同七郎二郎殿
 此内七百五十文、米石石液申上り十月廿九日

十一月廿七日 同蔵人殿
 式買文 此内七百五十文、米石石液申上り十月廿九日

十一月廿九日 同蔵人殿
 三百文 又此七百文官船ノ代液又

霜月九日 (中略)
 式買文 此内六百文出たかい法舟より左京進殿
 又四百文之かたニした三貫二百文液すむ

十一月九日 自悦入道殿
 五百文 此代あふ八八文液申上り入用してす下
 五百文 左京進殿
 十一月廿六日 左京進殿へ乗合申上り候
 同日 善八郎殿

同日 五百文 此代ひた四貫液すむ 中助殿
 壬申六月晦日 左京進殿にて

同日 三百文 此代ひた四貫液すむ 善三郎殿
 壬申六月晦日

同日 三百文 明神ノ木にてすむ 与七郎殿
 (中略)

同日 三百文 米石液すむ也
 六月晦日 左京進殿 立合にてすむのけり
 与六郎殿

同日 三百文 大河舟より米石液申 又十郎殿
 同日 三百文 素木治 氏三郎殿

同日 五百文 粗液へ立使舟八艘之時取かへ
 申十二月廿一日

同日 五斗米 与七郎殿
 同日 五斗米 与三郎殿
 同日 五斗米 蔵人殿
 同日 五斗米 善五郎殿
 甲六月晦日 左京進殿 右沙汰

右米之代ひた拾貳貫文液以てすミ
 三貫了四人へ

参考② (表紙)
 永禄八年之丑 大漢老若(花押)
 船と鑿銭帳
 米を九升ノねニ御取かへ申候
 若米なく候舟へ永楽を御取かへ申候 十一月廿九日相定
 十一月九日

十一月十一日請取
 (黒印) 百文 諸崎七郎左衛門尉舟 与十郎殿
 小宿孫松屋 与六郎殿
 しちにあり 四郎五郎殿
 (黒印) 三百文 大もんしや小宿
 米二斗七升 わかちや舟
 うけ取候 十二月七日

参考③ (表紙)
 紙数廿五枚有 此分と取
 是入ぬ日記ニ候へ共先とかけ候
 船と取日記 天正参年 大漢公界(花押)
 八月吉日 浦半三舟
 十月廿日 (花押) 百文 ひた七百文出 いしか舟
 長一丈夫殿より出
 同日 (花押) 百文 もんめん老たん うつみ舟 同出候
 (花押) 五斗 十月四日 仲屋殿合合ノ時 あふら屋与九郎
 又二は五斗一合取

宇佐見本
 多如
 中利

史料⑮ 殿島外宮地御前祭入目注文

一六〇六 殿島社外宮地御前祭入目注文

〔中略〕

たなもり左近せうけん分

地御前御まつりの入め事

一正月一日 こくろ米 貳石六斗

同日 こくろ米 壹石参斗

〔中略〕

但五月三日ニ入 参てり なんきん百五十 此米壹斗七升

九月三日ニ但おし三ツかさり申入 此米貳斗

あつかみ 参てり なんきん参百 此米貳斗

五月三日ニ入 参てり 此米参斗貳升

五月五日ニ入 参てり 此米五升

同日ニ入 参てり 此米壹斗五升

同日ニ入 参てり 此米六斗

同日ニ入 参てり 此米五升

同日ニ入 参てり 此米壹斗五升

同日ニ入 参てり 此米壹斗五升

同日ニ入 参てり 此米壹斗五升

同日ニ入 参てり 此米壹斗五升

同日ニ入 参てり 此米壹斗五升

同日ニ入 参てり 此米壹斗五升

同日ニ入 参てり 此米壹斗五升

同日ニ入 参てり 此米壹斗五升

同日ニ入 参てり 此米壹斗五升

同日ニ入 参てり 此米壹斗五升

同日ニ入 参てり 此米壹斗五升

同日ニ入 参てり 此米壹斗五升

同日ニ入 参てり 此米壹斗五升

同日ニ入 参てり 此米壹斗五升

同日ニ入 参てり 此米壹斗五升

同日ニ入 参てり 此米壹斗五升

同日ニ入 参てり 此米壹斗五升

同日ニ入 参てり 此米壹斗五升

同日ニ入 参てり 此米壹斗五升

同日ニ入 参てり 此米壹斗五升

同日ニ入 参てり 此米壹斗五升

同日ニ入 参てり 此米壹斗五升

同日ニ入 参てり 此米壹斗五升

同日ニ入 参てり 此米壹斗五升

同日ニ入 参てり 此米壹斗五升

同日ニ入 参てり 此米壹斗五升

同日ニ入 参てり 此米壹斗五升

同日ニ入 参てり 此米壹斗五升

同日ニ入 参てり 此米壹斗五升

同日ニ入 参てり 此米壹斗五升

同日ニ入 参てり 此米壹斗五升

同日ニ入 参てり 此米壹斗五升

同日ニ入 参てり 此米壹斗五升

同日ニ入 参てり 此米壹斗五升

同日ニ入 参てり 此米壹斗五升

同日ニ入 参てり 此米壹斗五升

同日ニ入 参てり 此米壹斗五升

同日ニ入 参てり 此米壹斗五升

同日ニ入 参てり 此米壹斗五升

同日ニ入 参てり 此米壹斗五升

同日ニ入 参てり 此米壹斗五升

同日ニ入 参てり 此米壹斗五升

同日ニ入 参てり 此米壹斗五升

同日ニ入 参てり 此米壹斗五升

同日ニ入 参てり 此米壹斗五升

同日ニ入 参てり 此米壹斗五升

同日ニ入 参てり 此米壹斗五升

同日ニ入 参てり 此米壹斗五升

同日ニ入 参てり 此米壹斗五升

同日ニ入 参てり 此米壹斗五升

同日ニ入 参てり 此米壹斗五升

同日ニ入 参てり 此米壹斗五升

史料⑱ 野坂文書

一七〇 殿島社家内侍祝者屋敷并地錢等付立

「一」いつくしまたなもり屋しきの事

たきせうち二あり

〔中略〕

たなもり居やしき

殿嶋祝師兵部少輔抱

たきせうし

たきせうし

たきせうし

たきせうし

たきせうし

たきせうし

たきせうし

たきせうし

たきせうし

たきせうし

たきせうし

たきせうし

たきせうし

たきせうし

たきせうし

たきせうし

たきせうし

たきせうし

たきせうし

たきせうし

たきせうし

たきせうし

たきせうし

たきせうし

たきせうし

たきせうし

たきせうし

たきせうし

たきせうし

たきせうし

たきせうし

たきせうし

たきせうし

たきせうし

たきせうし

たきせうし

たきせうし

たきせうし

たきせうし

たきせうし

たきせうし

たきせうし

たきせうし

たきせうし

たきせうし

たきせうし

たきせうし

たきせうし

たきせうし

たきせうし

たきせうし

たきせうし

たきせうし

たきせうし

たきせうし

たきせうし

たきせうし

たきせうし

たきせうし

たきせうし

たきせうし

たきせうし